

自主参加型国内排出量取引制度に関する
排出量算定報告書
(基準年度)
公募申請用

排出削減実施事業者：ABC 工業株式会社

平成18年6月23日

- * 本算定報告書は事業者ご自身で記入頂き、環境省に提出してください。
- * 2003～2005年度の3年間の情報はまとめて本算定報告書により報告します。基準年度期間中に組織境界などに変更があった場合には、その変更が分かるように明記して下さい。

1. 排出削減実施事業者に関する基本情報

(1) 事業者の名称

ABC 工業株式会社

注) 排出削減実施事業者の名称を記入すること。ESCO 事業者等を活用する参加の場合、ESCO 事業者等に関する情報及び役割について「3. ESCO 事業者等」で記入すること。

(2) 事業者の主な事業内容

ガラス及び材料等の製造

注) 会社のパンフレット、主な製品リスト、生産量及び売上高等に関する書類を添付すること。

2. 工場・事業場に関する基本情報

(1) 工場・事業場の名称

三島工場

注) 補助対象設備が整備される工場・事業場の名称を記入すること。

(2) 工場・事業場の所在地

静岡県三島市大宮町 X-XX-X

(3) 工場・事業場の算定責任者及び主担当者及び連絡先

算定責任者名	中村浩	役職	工場長
担当者名	田中一郎	担当部署名	環境部
電話番号	XXX-XXX-XXXX	FAX 番号	XXX-XXX-XXXX
E-Mail	ichiro.tanaka@abcindustry.co.jp		
住所 ^(*)			

*補助対象設備が整備される工場・事業場の所在地と異なる場合のみ

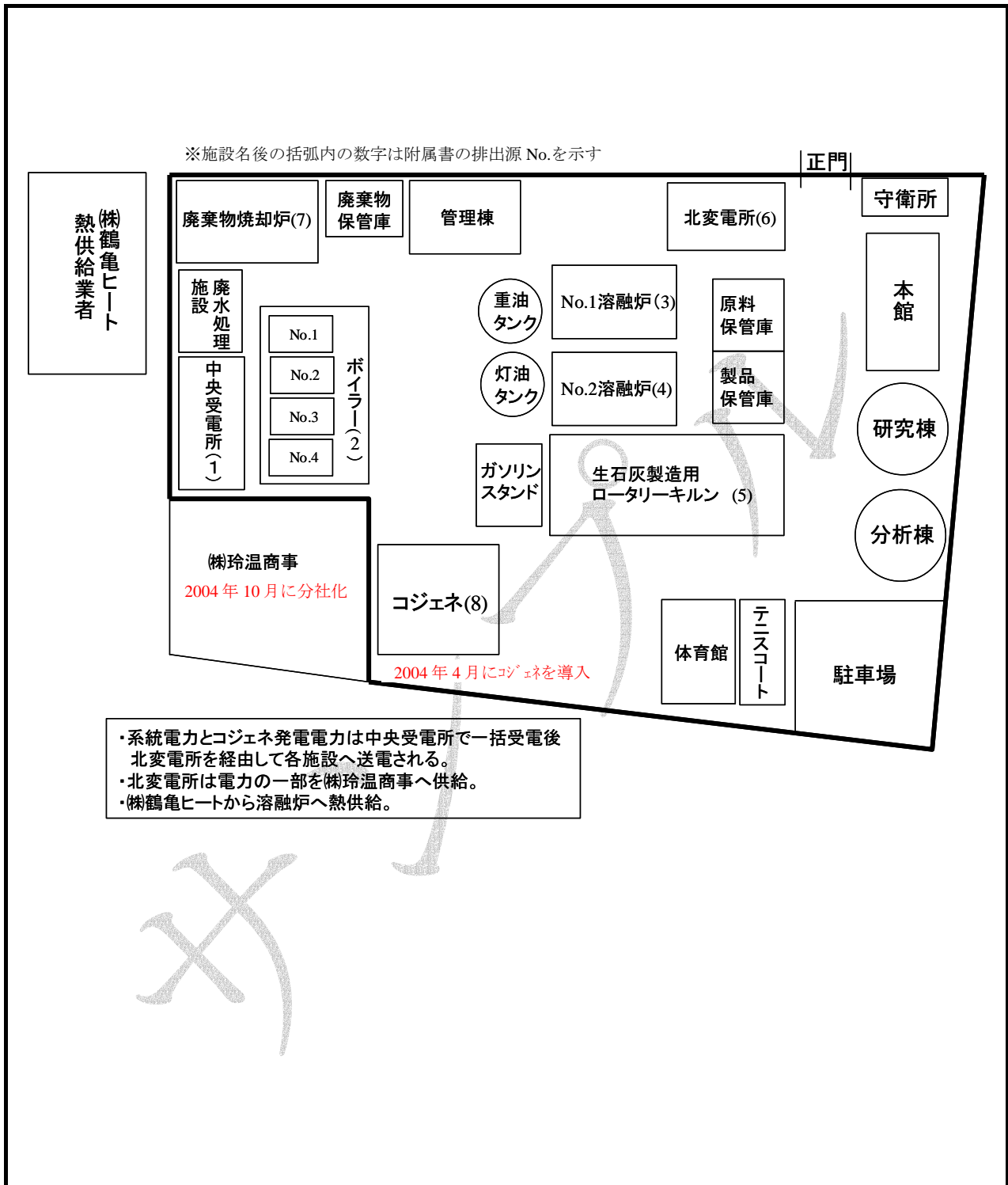
(4) 工場・事業場の業種及び主な事業内容

業種：221 ガラス・同製品製造業
主な事業内容：ガラス及び材料等の製造

注) 「業種」には総務省が定める日本標準産業分類 (<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) における小分類のコード及び名称を記入すること (例えば「222 セメント・同製品製造業」)。

(5) 工場・事業場の主要設備配置図及び一覧表

①工場・事業場の主要設備配置図及び一覧



注)

- 1) 申請時の最新の情報を記載すること。
- 2) 別途添付してもよい。

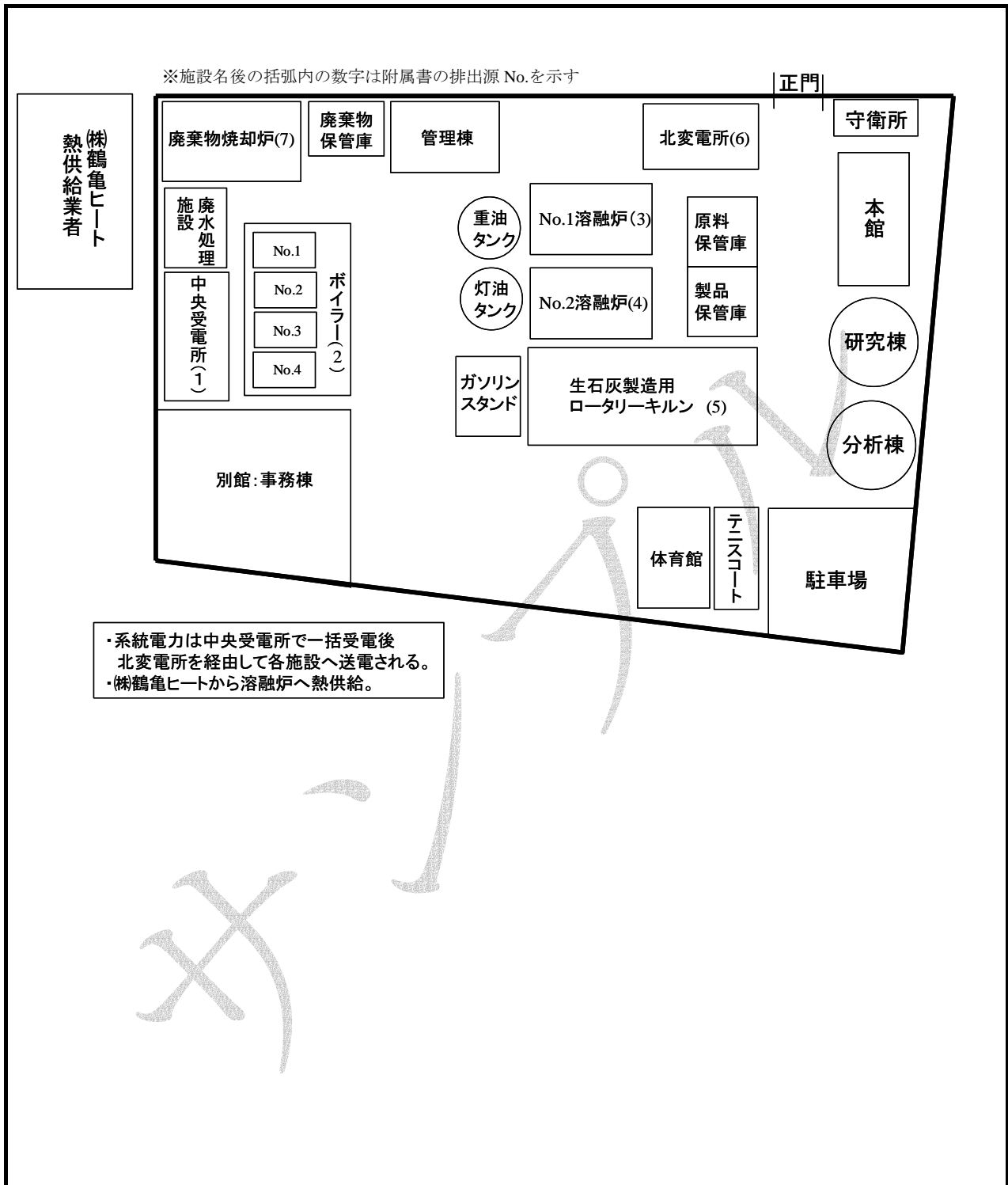
②主要設備やその配置の変更の有無

基準年度 (2003.4.1~2006.4.1) において、変更がなかった。

基準年度 (2003.4.1~2006.4.1) において、変更があった。→変更前後の変更点は別添のとおり。

別添 4-1(記入例)

別添：(株) 玲温商事分社化及びコージェネ導入以前の主要設備配置図は以下のとおり



別添 4-1(記入例)

(6) 工場・事業場の関連情報

① エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の届出対象

対象である（第一種（電気 熱）；第二種（電気 熱））
対象外である

② 温室効果ガス排出量の報告先、報告開始年及び報告理由

工場・事業場として条例等に基づき温室効果ガス排出量を報告している
会社又はグループとして経団連自主行動計画等の要請により温室効果ガス排出量を報告しており、当工場・事業場も報告の対象に含まれている
会社又はグループとして経団連自主行動計画等の要請により温室効果ガス排出量を報告しているが、当工場・事業場は報告の対象に含まれていない
条例や経団連自主行動計画などの要請に基づく温室効果ガス排出量の報告はない

条例や経団連自主行動計画等に基づき温室効果ガス排出量を報告している場合は、以下に記入すること。

報告先	日本経団連	報告開始年	平成 5 年
報告理由	経団連自主行動計画の要請により会社として報告を開始		

③ ISO14001 認証取得の有無

工場・事業場として取得している（取得年：平成 10 年）
会社又はグループとして取得しており、当工場・事業場も対象範囲に含まれている（取得年： 年）
会社又はグループとして取得しているが、当工場・事業場は対象範囲に含まれていない（取得年： 年）
取得していない

④ ISO9001 認証取得の有無

工場・事業場として取得している（取得年：平成 7 年）
会社又はグループとして取得しており、当工場・事業場も対象範囲に含まれている（取得年： 年）
会社又はグループとして取得しているが、当工場・事業場は対象範囲に含まれていない（取得年： 年）
取得していない

⑤ 環境報告書発行の有無

工場・事業場としてサイトレポートを発行している（初回発行年： 年）
会社又はグループとして環境報告書を発行しており、当工場・事業場も報告対象に含まれている（初回発行年：平成 12 年）
会社又はグループとして環境報告書を発行しているが、当工場・事業場は報告対象に含まれていない（初回発行年： 年）
環境報告書を発行していない

⑥ 環境報告書の第三者審査の有無

サイトレポートについて第三者審査を受けている（初回受審査年： 年）
会社又はグループとして環境報告書の第三者審査を受けており、当工場・事業場も審査の対象に含まれている（初回受審査年：平成 15 年）
会社又はグループとして環境報告書の第三者審査を受けているが、当工場・事業場は審査の対象には含まれていない（初回受審査年： 年）
環境報告書の第三者審査を受けていない

3. ESCO 事業者等

「3. ESCO 事業者」は、ESCO 事業者等を活用する場合のみ記入すること。

(1) ESCO 事業者の名称

XYZ エネルギー株式会社

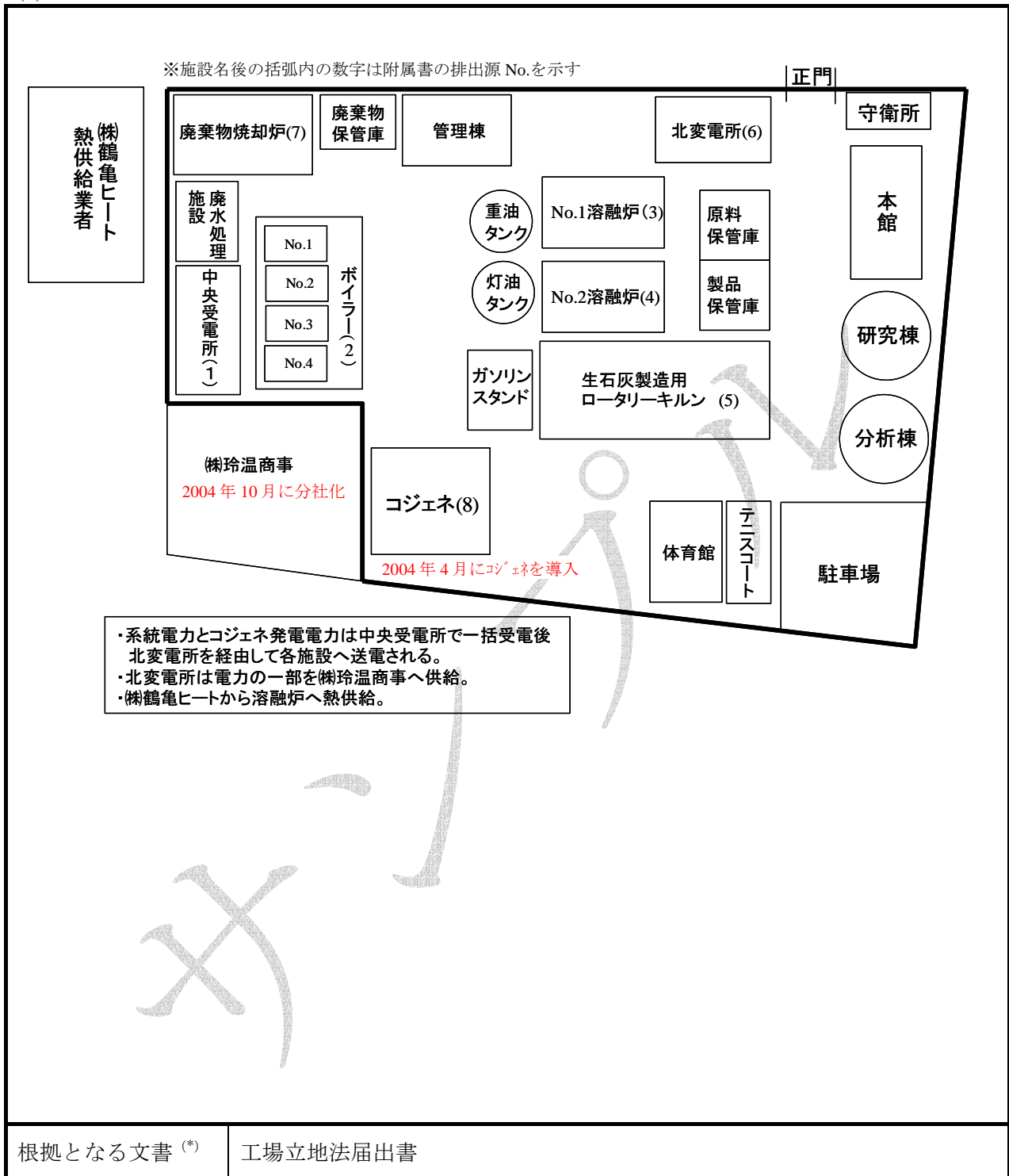
注) ESCO 事業者等の名称を記入すること。

(2) ESCO 事業者の役割

補助対象設備（コジェネ）設置者である。なお、設置後の補助対象設備でのエネルギー使用量のモニタリングは ABC 工業株式会社が行う。

4. 組織境界

(1)組織境界の図示（申請時点での）



注)

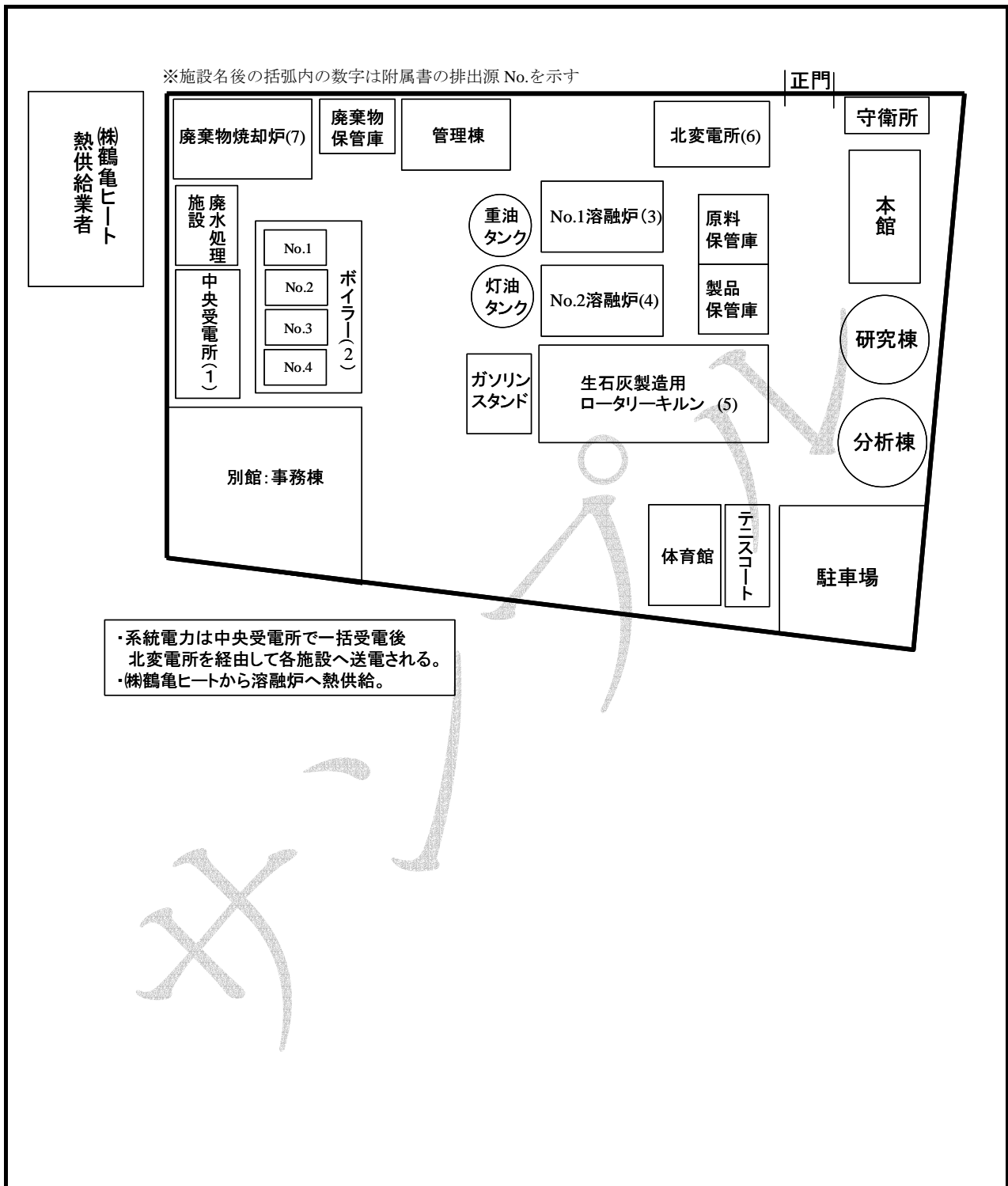
- 1) 申請時の最新の情報を記載すること。
- 2) 工場・事業場の地理的な範囲を示す図面等を添付してもよい。
 * 公共機関に提出した届出・報告等に限る。

②組織境界の変更の有無

- 基準年度（2003.4.1～2006.4.1）において、変更がなかった。
- 基準年度（2003.4.1～2006.4.1）において、変更があった。→変更前後それぞれの図面は別添のとおり。

別添 4-1(記入例)

別添：(株) 玲温商事分社化以前の組織境界は以下のとおり



5. コジェネクレジットの利用

(1) コジェネの稼動

- 基準年度でも削減対策実施年度でもコジェネが稼動している
- 基準年度にはコジェネが稼動していないが、削減対策実施年度にコジェネを導入する
- 基準年度にコジェネが稼動しておらず、削減対策実施年度にコジェネを導入することもない

6. 少量排出源の扱い

(1) 少量排出源の有無

- 年間排出量 10t-CO₂未満の排出源がある ⇒ (2)
- 対象工場・事業場の総排出量の 0.1%未満の排出源がある ⇒ (2)
- 年間排出量 10t-CO₂未満の排出源も対象工場・事業場の総排出量の 0.1%未満の排出源もない

(2) 少量排出源の扱い

- 少量排出源を算定対象外とする
- 少量排出源を算定対象外としない

注)

- 1) 基準年度のいずれかの年度で少量排出源に該当しない(裾きり基準を超える)排出源は算定対象となる。

7. 二酸化炭素排出量 (例)

算定年度 (yyyy/mm/dd~yyyy/mm/dd)	排出量	備考
2003年度 (2003/04/01~2004/03/31)	26,651t-CO ₂	
2004年度 (2004/04/01~2005/03/31)	25,422t-CO ₂	
2005年度 (2005/04/01~2006/03/31)	24,836t-CO ₂	

注) 二酸化炭素排出量の算定の詳細について「自主参加型国内排出量取引制度算定報告書【別添 4-2】」に記入すること。

8. 二酸化炭素排出源

(1) 排出源

二酸化炭素の排出源について「自主参加型国内排出量取引制度算定報告書【別添4-2】」に記入すること。

(2) 排出源を特定した方法

(例)

工務課所有の事業所内設備配置図及び経理課・業務管理課所有の調達購入品リスト及び ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムにおいて作成する工場環境側面抽出表を参照しながら、排出源の特定を行った。

(3) 排出源の特定にあたって参照した文書等

(例)

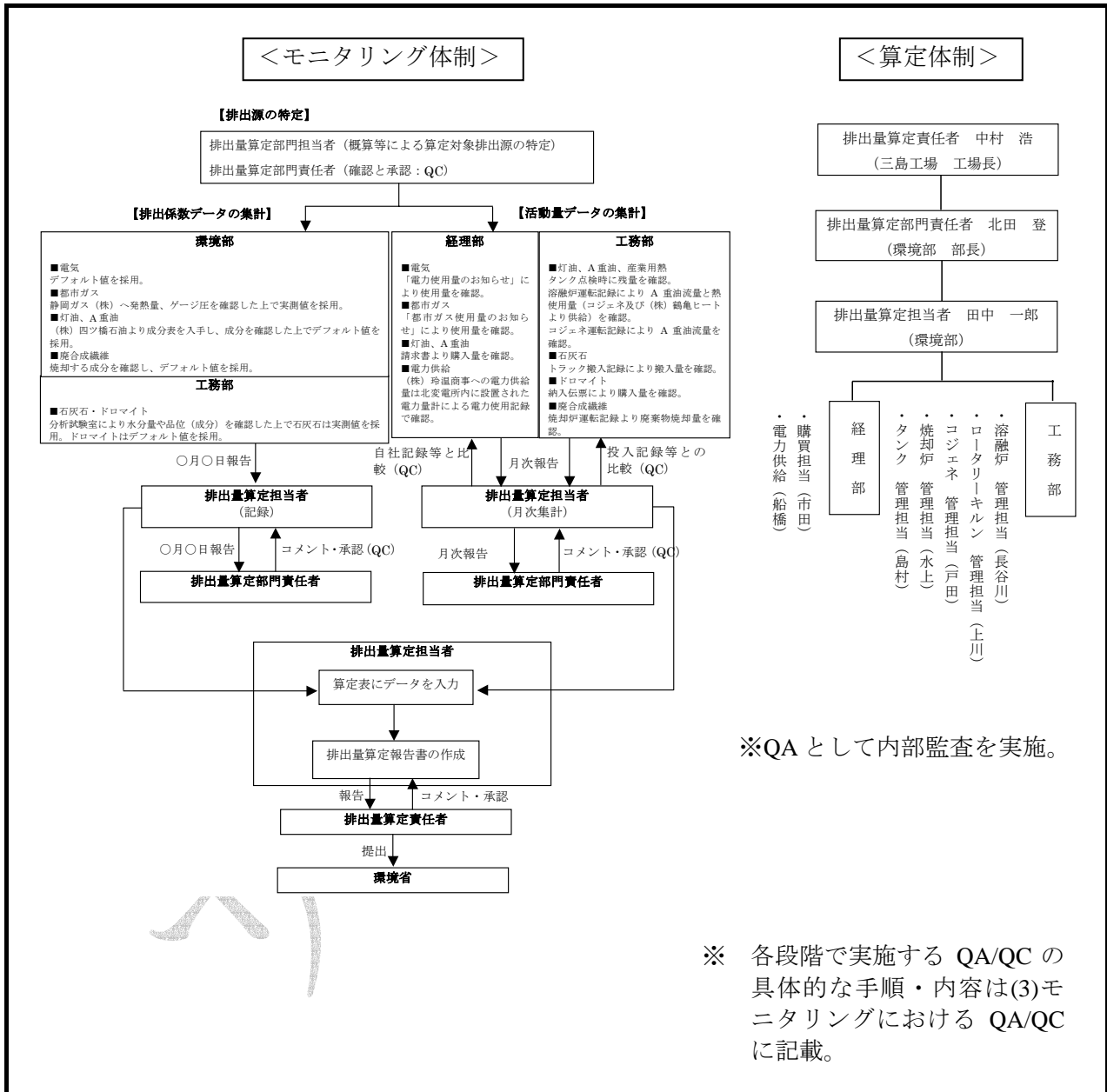
- ・ 事業所内設備配置図
- ・ 調達購入品リスト
- ・ 環境側面抽出表

9. モニタリング

(1) モニタリング方法

二酸化炭素のモニタリング方法について「自主参加型国内排出量取引制度算定報告書【別添 4-2】」に記入すること。

(2) モニタリングのための組織・体制



注)

- 1) 組織の名称・役割と工場・事業場における組織上での位置付けを組織図等により記述すること。記入に際しては以下に留意すること。
 - 部門ごとに誰がどのような方法により行っているか。
 - データの信頼性管理は誰がどのような方法で行っているか。
- 2) 申請時点の組織・体制を示すこと。
- 3) 別途添付してもよい。

(3) モニタリングにおける QA/QC

項目	QA/QC
排出源の特定	環境マネジメントシステムの中で、設備の更新等があった際は環境側面抽出表の見直しを行うことになっている。したがって、新たな排出源の追加や排出源の廃止があれば、環境側面抽出表が更新され、その情報により特定した排出源の見直しを行っている。
教育・訓練	活動量データの集計に関しても、環境マネジメントシステムの中で定期的に報告が上げられるようになっている。会社として環境報告書の第三者審査を受けていることもあり、データの正確性を確保するため、データの把握や報告に関しては教育・訓練の中で周知徹底を図っている。
算定基準の徹底	算定基準に関しては、今回の算定報告書を作成するにあたって、関係者を集めた勉強会を開催した。今後、環境マネジメントシステムにおける教育・訓練の中で算定基準についても徹底を図っていく。
計測機器の維持・管理	ISO10012（計測マネジメントシステム－測定プロセス及び測定機器の要求事項）にしたがって手順書を作成し、計測機器の維持・管理（校正を含む）を行っている。維持・管理の記録は環境マネジメントシステムの記録のルールにしたがって管理されている。
報告プロセスのチェック体制	活動量データに関しては、環境マネジメントシステムにおいて定期的に記録し報告することになっている。また、環境部に対しても定期的に報告を行っている。環境部、経理部、工務部から定期的に報告されたデータは、排出量算定担当者がチェックし、さらに排出量算定部門責任者が承認を行う仕組みになっている。排出量算定部門責任者は、前年度同月との比較等を行い、不自然な値であると判断した場合、排出量算定担当者に対して必要な対応を求めている。
報告プロセスのレビュー	データのモニタリング、収集、算定、報告、チェック（内部監査を含む）等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のために、これらの報告プロセスを環境マネジメントシステムにおけるマネジメントレビューの対象としている。
是正及び予防措置	データのモニタリング、収集、算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスで発見された課題や問題点については、是正措置／予防措置等の必要な措置が実施される。
その他	なし